

## 公益社団法人日本造園学会 関東支部大会事例・研究発表賞表彰規程

### 第1条 総則（目的）

造園学の発展に寄与する優れた事例・研究発表に対し、その功績をたたえ、関東支部大会研究発表賞を授与し、これを表彰する。

### 第2条 表彰部門

表彰部門は、以下の2部門とする。

- 一 口頭発表部門
- 二 ポスター発表部門

### 第3条 表彰

関東支部大会研究発表賞は、別に定める関東支部大会事例・研究発表賞表彰要領に基づき、支部運営委員会が、募集要項、選考方法、その他必要事項を決定する。

2 関東支部大会研究発表賞は、部門ごとに以下の賞で構成する。また、支部運営委員会の判断により、奨励賞、特別賞等を選出することができる。

- 一 優秀研究発表賞
- 二 最優秀研究発表賞

### 第4条 賞の決定

関東支部大会研究発表賞は、別に定める関東支部大会研究発表賞表彰要領に基づき、支部運営委員会が賞を決定する。

### 第5条 賞の授与

公益社団法人日本造園学会関東支部支部長は、賞の対象となった事例・研究発表の発表者を表彰する。

### 第6条 賞の公表

支部運営委員会は、すみやかに選考の結果等を研究発表者に通知するとともに、ホームページその他に公表する。

### 第7条 規程の変更及び廃止

本規程の変更及び廃止は、支部運営委員会の3分の2以上の同意を得て実施できるものとする。

附則

本規程は、平成25年8月15日より施行する。

公益社団法人日本造園学会 関東支部大会事例・研究発表賞表彰要領

(選考・表彰)

第1条 支部運営委員会は、関東支部大会研究発表賞の表彰、選考結果の公表、記録等を行う。

2 関東支部大会研究発表賞の選考は、支部運営委員会において設けられる選考委員会によって実施され、選考委員の3分の2の同意により実施する。

3 選考委員会により選考された関東支部大会研究発表賞の受賞者は、支部運営委員会の協議により承認されるものとする。

(選考対象)

第2条 選考対象者は、当該年度支部大会において口頭またはポスターでの事例・研究発表を実施した者とする。